

第7章 歴史的風致形成建造物の指定に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本町の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物は、これまで文化財保護法及び福岡県や添田町の文化財保護条例に基づく指定文化財として、一定数の建造物を対象にその保護を図ってきた。しかし、本町には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保護が求められている。

本計画では、本町の維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定することとする。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、道路等の公共空間から容易に望見することができる物件のうち、当該建造物の所有者との協議の上、同意を得られた物件を前提として指定することとする。

歴史的風致形成建造物の指定は、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定することとする。

ア 指定対象の要件

歴史まちづくり法を踏まえ、次に示す指定対象の要件に合致した建造物を対象に指定することとする。

表 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

指定対象の要件
ア 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
イ 福岡県文化財保護条例に基づく指定文化財
ウ 添田町文化財保護条例に基づく指定文化財
エ その他、本町の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、町長が必要と認めたもの

イ 指定基準

歴史的風致の維持向上を図るため、次の指定基準に合致した建造物を指定することとする。

表 歴史的風致形成建造物の指定基準

指定基準
ア 建造物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
イ 地域の歴史を把握する上で重要な建造物
ウ 歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物

3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補は、以下のとおりとする。

表 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定等 区分	関連する 歴史的風致
①	ひこさんじんぐう 英彦山神宮 さんどう 参道 ちょうどう ぎょう (町道1号)		英彦山	添田町	—	—	①④⑤⑥
②	しょうおうぼう 正応坊		英彦山	民間	昭和20年 (1955)	—	①
③	なかむらけじゅうたく 中村家住宅		添田	添田町	—	町の 指定文化財	②
④	みやざきけじゅうたく 宮崎家住宅		添田	民間	明治29年 (1896)	—	②
⑤	おなりもん 御成門		添田	民間	昭和34年 (1959)	—	②
⑥	はなやまりよかん 花山旅館		英彦山	民間	昭和10年 (1935)	—	④

	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定等 区分	関連する 歴史的風致
⑦	ふじやりょかん 富士屋旅館		英彦山	民間	昭和 10 年 (1935)	—	④
⑧	しょうけんぼう 正賢坊		英彦山	個人	19 世紀 中期	—	⑤
⑨	ちゅうおうりょかん 中央旅館		英彦山	民間	明治 44 年 (1911)	—	⑤
⑩	しらうめりょかん 白梅旅館		英彦山	民間	大正 8 年 (1919)	—	⑤
⑪	たかすみじんじゃ 高住神社		英彦山	民間	昭和 10 年 (1935)	—	⑥

* 関連する歴史的風致の凡例

- 歴史的風致① 英彦山^{ひこさんじんぐう}神宮にまつわる歴史的風致
- 歴史的風致② 添田^{そえだ}本町^{ほんまち}地区と神幸祭^{じんこうさい}にみる歴史的風致
- 歴史的風致③ 英彦山水系流域と民俗芸能にみる歴史的風致
- 歴史的風致④ 彦山^{ひこさん}踊^{おど}りにみる歴史的風致
- 歴史的風致⑤ 英彦山^{ひこさん}権現^{ごんげん}講をはじめとする英彦山詣^{ごんげんこう}でにみる歴史的風致
- 歴史的風致⑥ 高住神社にまつわる歴史的風致

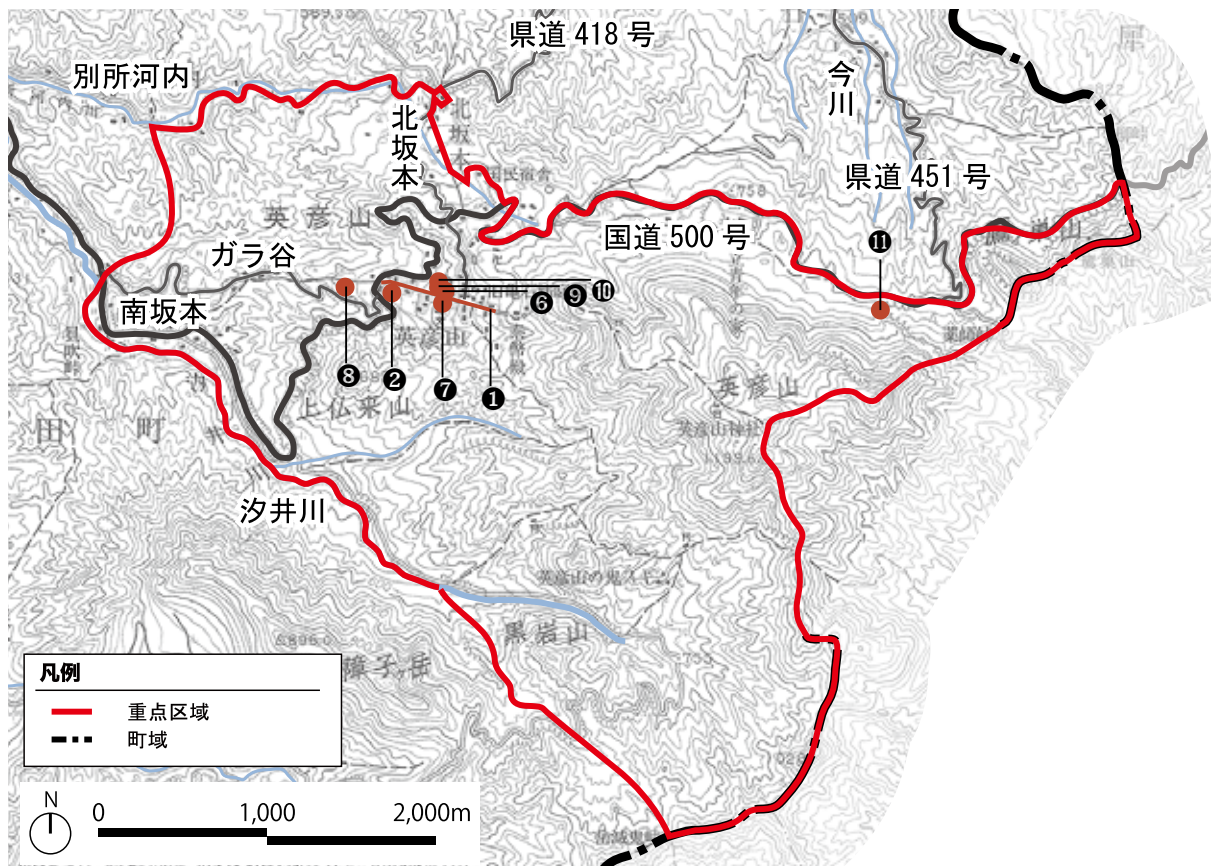
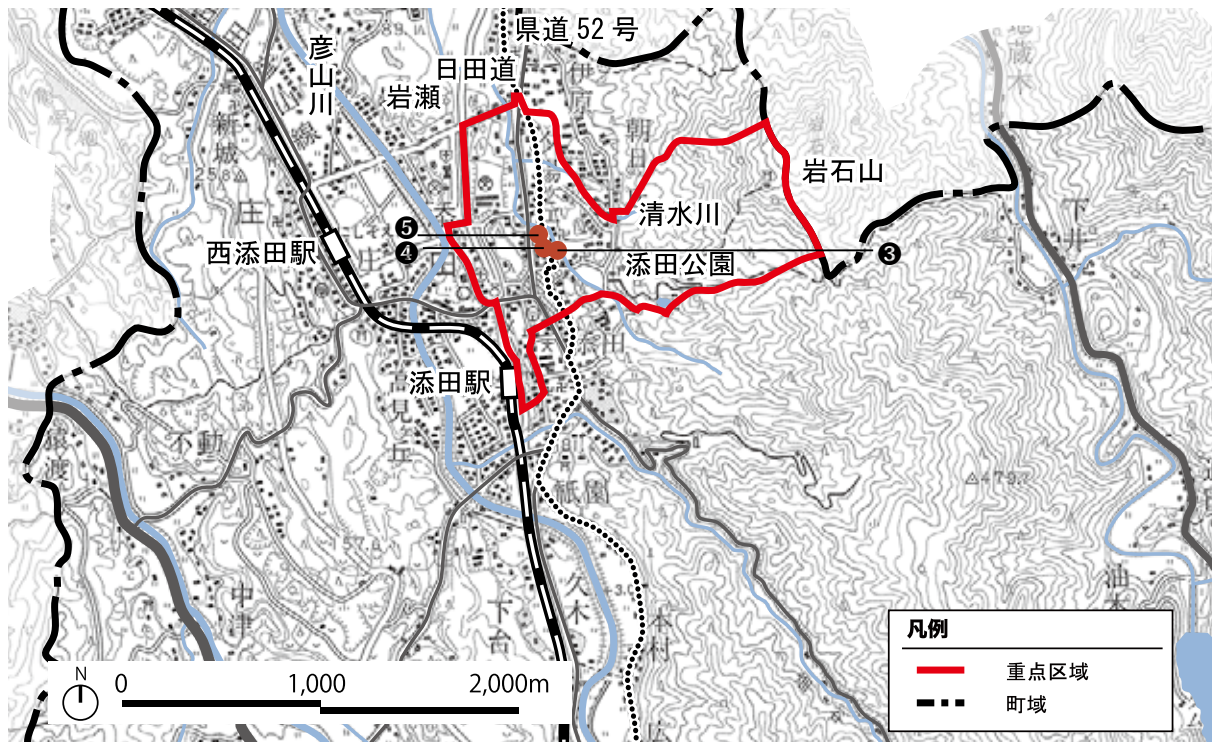


図 歴史的風致形成建造物指定候補の位置